

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月7日(水)午前9時30分から午前10時46分

2. 開催場所 役場2階 第6会議室

3. 出席委員(13人)

会長	1番 福島 正一郎
会長職務代理者	2番 新村 幸子
委員	3番 瀬戸 真一
	4番 原 美子
	5番 小澤 さよみ
	7番 中村 良治
推進委員	宇治 元一
	根橋 正美
	野澤 洋光
	吉江 平二
	野澤 典生
	古村 孝
	宮島 勇

4. 欠席委員(1人) 6番 一ノ瀬 律生

5. 議事日程

議案第1号	農地法の規定に基づく許可について ＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞
議案第2号	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について
議案第3号	非農地の承認について
議案第4号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
報告事項	(1)農地法第18条第6項の規定による届出について

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 赤羽 裕治
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 山田 隆

書記

役場産業振興課農政係係員 小松 由季

役場産業振興課農政係 中澤 貴子

## 8. 会議の概要

### <赤羽事務局長>

おはようございます。年度が改まりまして、皆様の任期残り1年という中で4月のスタートでございます。早朝から、お忙しい中総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。開会の前に、ここで事務局の体制が変わりまして、この4月に事務局次長が異動となり、新たな山田次長を迎えましたので自己紹介で皆様に紹介をさせていただきます。

### <山田事務局次長>

あらためまして、おはようございます。4月1日付けの人事異動によりまして産業振興課課長補佐兼農政係長ということで仰せつかりました山田隆と申します。私は以前農政を少し担当していたことがありますけれども、だいぶ前のことでありますので、皆様の方に色々と教えていただくことが多々あると思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

### <赤羽事務局長>

あと事務局、以前の体制でもう1年間皆さんと一緒に農業委員会を進めて参りたいと思いますので、1年間よろしく願いいたします。それでは、開会を新村職務代理お願いします。

## (開会)

### <新村職務代理>

どうも皆さん、おはようございます。新年度が始まりまして、新しい補佐さんの下でまたよろしくお願ひしたいと思ひます。今年は桜の開花も早く、本当に大変色々とお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。ただ今から、辰野町農業委員会総会を開会いたします。

## (会長あいさつ)

### <福島会長>

あらためまして、おはようございます。今年度もまた今日からよろしくお願ひしたいと思ひます。先ほども話がありましたけれども、今年は桜が早く咲き、またぼちぼちと農作業が始まっていくわけがあります。田んぼの方も、これから水が入り、しっかり良いお米がとれることを願ひまして、農業委員会を開催したいと思ひます。よろしくお願ひします。

## (議事録署名委員の指名)

### <福島会長>

7番の中村委員さんと3番の瀬戸委員さん、よろしくお願ひいたします。

(議事)

<福島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお願ひします。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番～6番朗読】

<山田事務局次長>

1番と2番は譲受人が一緒でありますので合わせてご説明いたします。

地図は1ページをご覧ください。

1番、所有権の移転でございます。

東京都八王子市西寺方町<sup>にしてらかたまち</sup>…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、

大字平出…番…、地目は畑、面積272㎡を、

大字平出…番地…にお住まいの…さんが取得するものです。

譲渡人のAさんは、遠方にお住まいで耕作が困難なため、近隣にお住まいで、既に申請地を借りて耕作されているBさんが取得し、農業経営の拡充をしたいということで申請がありました。

2番、同じく所有権の移転でございます。

埼玉県入間郡三芳町<sup>いるまぐんみよしまち</sup>みよし台…番地… ……号にお住まいのCさんが所有いたします、

大字平出…番…、地目は畑、面積277㎡を、

大字平出…番地…にお住まいのBさんが取得するものです。

譲渡人のCさんは、遠方にお住まいで耕作が困難なため、近隣にお住まいのBさんが取得し、農業経営の拡充をしたいということで申請がありました。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は57アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、新村職務代理、古村推進委員から意見書をいただいております。

<新村職務代理>

両方の件についてでありますけれども、3月14日に古村推進委員さんとBさんご夫妻、それから私の4人で立ち会いを行いました。現場は、(場所の説明)の下です。どちらも近くにありまして、そして…番…の方はCさんの持ちものですけれども、…番…はAさんですが、どちらも県外にお住みでほとんどこちらでは耕作するつもりがないということでした。それでBさんが耕作していただける

ということですし、そして境界もはっきりしていましたが、道幅もあり、水路・排水も近くの道路を通っており問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いいいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

3番と4番も譲受人が一緒でありますので合わせてご説明いたします。

地図は2ページをご覧ください。

3番、所有権の移転でございます。

大字伊那富…番地にお住まいのDさんが所有いたします、

大字伊那富…番、地目は畑、面積272㎡を、

大字伊那富…番地…にお住まいのEさんが取得するものです。

譲渡人のDさんは、高齢で耕作をすることが困難なため、申請地北側にお住まいのEさんが取得し、農業経営の拡充をしたいということで申請がありました。

4番、同じく所有権の移転でございます。

大字伊那富…番地にお住まいのFさんが所有いたします、

大字伊那富字北原…番…、地目は畑、面積466㎡を、

大字伊那富…番地1にお住まいのEさんが取得するものです。

先ほどの3番の申請地の隣であり、譲渡人のFさんも耕作予定のないことから、Eさんが取得し、農業経営の拡充をしたいということで申請がありました。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は37アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

<野澤洋光推進委員>

報告します。現地を3月17、18日に分けて小澤委員、Eさん、それから司法書士の方と確認しております。3番、4番の土地は、過去からこの自宅と書いてあるEさんが借り受けてきれいに耕作をされている所ありますので、今回3条で所有権の移転ということになりますが、効率的な利用が図れて、この方が良いんじゃないかなと思っておりますので

よろしくお願ひいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願ひします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願ひします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

5番、所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいのGさんが所有いたします、

大字伊那富…番…、地目は畑、面積356㎡を、

山梨県甲州市塩山下於曾<sup>えんざんしもおぞ</sup>…番地にお住まいのHさんが取得するものです。

こちらは、3月の総会時にご審議いただきました、空き家バンクに登録されていた空き家とともに売買する農地であり、農地法施行規則第17条第2項の規定により農地取得の際の下限面積が1aに指定されています。また、譲受人のHさんより「5年以上継続して耕作する旨の誓約書」の提出がありました。

農地取得後の農業経営面積は3アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

<野澤洋光推進委員>

2月25日に私と小澤委員、それから役場の方と確認をしております。今ご説明にありましたように、このグレーで塗られている部分の空き家に付随する農地でありまして、今回Hさんが一括してここを所有して管理されるということで荒廃農地が防げて良い処置ではあるかなと思っております。境界等ははっきりしておりまして、特に問題ないと思っております。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願ひします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願ひします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

6番、所有権の移転でございます。地図は4ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいのIさんが所有いたします、

大字横川…番、地目は田、面積1854㎡を、

大字赤羽…番地…にお住まいの J さんが取得するものです。

譲渡人の I さんは、耕作の予定もないことから、既に申請地を耕作されており、近隣でも複数の農地を耕作されている J さんが取得し、農業経営の拡充をしたいということで申請がありました。

農地取得後の農業経営面積は3912アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、一ノ瀬委員、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<根橋推進委員>

それでは説明をいたします。地図は4でありまして、(場所の説明)の農地であります。3月13日に一ノ瀬委員、J さんのお父さんの K さんと私で立ち会いをいたしました。この土地については、圃場整備が済み、地籍調査も済み、境界ははっきりしております。それから数年前より既に J さんが耕作をしておりまして、管理等も十分にされていると認めました。移転について問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願ひします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願ひします。(全員挙手)ありがとうございました。

### 【議案第1号、5条の規定による許可申請について1番～2番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は5ページを、配置図は6ページをご覧ください。

こちらは2月の総会において農地法第5条第1項目的の買受適格証明願でご審議いただいた件でございますが、申請者に売却が決定されたため、今回5条の申請が出てまいりました。

大字赤羽…番…、地目は畑、面積22㎡を、

伊那市福島…番地…に所在する A が取得し、住宅敷地の拡張をするための申請であります。

譲受人は、建設業を営む事業者であり、隣接の住宅とともに申請地を取得し、社員用の住宅としたい計画であります。

申請地は、宅地に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。

この件につきましては瀬戸委員、宮島推進委員から意見書をいただいております。

<瀬戸委員>

2月に出た案件でございます。ここは立ち会いをして、境界等ははっきりしている所でございます。特に問題はないと思われまます。よろしくお願ひいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願ひします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願ひします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は7ページを、配置図は8ページをご覧ください。

埼玉県坂戸市清水町<sup>さかどししみずちょう</sup>…番…号にお住まいのBさんが所有いたします、

大字伊那富字前田…番…、地目は畑、面積173㎡を、

大字伊那富…番地…にお住まいのCさんが取得し、住宅を新築するための申請であります。

譲渡人のBさんは遠方にお住まいで、利用予定もないことから、農地の有効利用を考えておりました。

譲受人のCさんは、近くの住宅に両親とお住まいですが、将来を考え、申請地を取得し、住宅を新築したい計画であります。

申請地は第1種住居地域の用途地域内にありますので、原則許可で問題ないと判断します。

また、申請地は接道していませんが、今回申請地に隣接の宅地部分とともに取得することから、進入路等についても問題ないと判断します。

この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

<小澤委員>

3月15日に私と野澤洋光推進委員、Dと一緒に立ち会いをしまして、場所的には(場所の説明)との間で表立って見える所ではなく、長い間裏地のような所で畑であった所が、不耕作がずっと続いていた場所です。手前の道沿い、(場所の説明)の隣側の道沿いは古い住宅がありましたけれども、取り壊されて今現在は駐車場になっております。その脇を通りまして奥の方に入っていく物件で、境等もはっきりしておりましたので、何ら問題ない場所だと思ひます。よろしくお願ひします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願ひします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願ひします。(全員挙手)ありがとうございました。

## 【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<山田事務局次長>

利用権の設定であります。計8件、15筆、面積は21,319㎡、詳細は議案書の7ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

また、今回の利用権設定のなかで、その他欄に「解除条件付」と記載された案件があります。これにつきまして、事務局より説明いたします。

<事務局 中澤>

それでは、解除条件付の説明をさせていただきます。農用地利用集積計画による利用権設定の要件には、農地の全てを耕作する等の一般要件に該当する必要がありますが、法人が利用権設定をする場合は、農地所有適格法人の要件を満たす必要があります。農地所有適格法人になると、農地を借りるだけでなく、農地を所有することもできます。皆様のお手元に別紙と書かれた「法人が農業に参入する場合の要件」という資料をお配りさせていただきましたが、そちらの右下の一般法人という所になるんですけども、この農地所有適格法人以外の一般法人は、農地の権利取得ができないというのが原則でありましたが、平成21年の農地法の改正で一般法人が一定条件のもとでは、農地の貸借はできるようになりました。ちなみに、一般法人の農地の取得はできません。この一般法人が農地を貸借するためには、要件が必要となってきます。1. 貸借契約に解除条件が付されていること、2. 地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと、3. 業務執行役員又は重要な使用人が1人以上農業に常時従事すること あと、ここに書かれていませんが、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること、これらの要件が必要となってきます。辰野町におきましては、この利用権設定の際に貸す人と借りる人が双方で取り交わす通常の利用権設定移転申出書というものと、利用権設定関係農用地利用集積計画書の2枚を出していただくことになっていますが、これと併せて先ほどの要件を守りますよということを確認していただくための確約書を提出いただき、各要件を満たしているかの判断を農業委員会で判断いたします。また、毎事業年度の終了後に農地の利用状況を報告していただく報告書の提出を義務付け、ここで継続的かつ安定的に農業経営を行っているかという判断をいたします。もし、周辺地域の農業に支障を与えている場合、地域の農業者との適切な役割分担を担っていない場合、継続的安定的に農業経営を行っていない場合等に該当する場合には、必要な措置を講じるように農業委員会から勧告します。この勧告に従わなかった場合には、農業委員会が農用地利用集積計画の許可を取り消すこととなります。今回は、この台帳の中に書かれております A から申請がありまして、農業委員会で提出された書類を確認



いたしまして、これらの要件を満たしておりましたので、書類を受理いたしました。よろしくお願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。

<中村委員>

ちょっと教えていただきたいのですが、この合同会社の事務所ですけれど、(場所の説明)の所でよろしいですか。

<事務局 中澤>

はい、そうです。

<福島会長>

その他ありますか。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

### 【議案第3号、非農地の承認について朗読】

<山田事務局次長>

非農地証明書の交付申請であります。地図は9ページをご覧ください。

大字辰野…番地にお住まいの A さんが所有いたします

大字辰野字堀上…番…、地目は畑、面積80㎡について申請がありました。

理由といたしましては、申請地は A さんが相続された頃には既に木が茂っており、恐らく A さんのお父様の頃に植栽したと思われ、申請地を農地に復元するのは容易ではなく、農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われま。

この件につきましては、原委員、吉江推進委員に現地をご確認いただいております。

<吉江推進委員>

3月19日に茅野市の行政書士の B さんと原委員、私の3人で立ち会いました。現地は、どうも昔の旧道の跡の様で、(場所の説明)がありまして、旧道があった所に宿場の街道の休憩地みたいな所で、そこで休むために、要は日陰を取るために、直径60cm以上の松の木が2本立っている所で、どうみても日当たりが悪く、農地には不適だと思えます。原野としても問題ないと思われま。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。

<原委員>

現地を見てきた者が質問やら分からないことがあるのでお聞きしたいのですが、まず備考の所の年月日がはっきりしなかったこと、それから一里塚が真ん中にあったんです。これは、ここで非農地の地目変更があっても、教育委員会にお伝えするということはしなくても良いものですかね。初めての経験なので、吉江さんと同じようなことはどういうふうにと考えたら良いのかしらねと疑問に思いながら、そんな所です。

<事務局 小松>

一里塚があることは、しっかり把握しておらずまだ教育委員会に確認はしておりませんので、事務局から連絡させていただきます。農業委員会としては、そこが農地でないと認めていただけるか、非農地として認めて良いかをご審議いただきたいと思います。

<原委員>

分かりました。

<中村委員>

申請地とJRと線路の間の土地の地目は何ですか。所有者も分かれば教えてもらいたい。

<事務局 中澤>

畑です。所有者は、同じ A さんです。

<中村委員>

ゆくゆくソーラーになる気がするんだけど、この人は前にも他の所で太陽光の設置案件がありますよね。

<事務局 中澤>

はい、あります。

<中村委員>

地元の人たちに聞くと、実際に耕作している方と相談をせずに太陽光の案件を進めている様な感じをお聞きしますので、実際に原野にした後、お隣も太陽光になる可能性があるんじゃないかと危惧する。

<原委員>

太陽光になる話で現地を見に行っています。中村さんがおっしゃった通りだと思います。

<事務局 中澤>

実際事務局にも、今回立ち会っていただいた B 行政書士さんがおみえになり、(場所の説明)一帯の所をやっている C が太陽光にするということで申請が上がってきたんですが、町の環境条例に関して C がまだ何も届けも出していないということがあったので、今回は B さんの方から転用申請書は上がってきたんですけども、それは受理せずに保留の状態になっています。規模が小さいとか、どうしてもこの線路で分断されてしまうので(場所の説明)と一帯の太陽光事業として農地法では見られないということはあるのですが、同じ A さんが他の筆でも太陽光にされている所もあるので、地元の方達の許可や意見をいただくことはきちんとしてくださいねということは、その生活環境係を通して C に連絡してもらうようにはしているのですが、まだ実際には、今の時点では C はやるとは言っているが、条例の方への届出は動いていない様です。ゆくゆくは、遅かれ早かれここは太陽光にするという方向で動いています。

<中村委員>

地元の農業をやっている方々から太陽光について批判が出ているんです。その辺を考慮してもらった方が良い気がします。

<事務局 中澤>

はい。

<原委員>

現地を確認してきた者であれなんですが、今のその様なことを考えて、備考の所の詳細年月日不詳であることも考えてみて、太陽光の申請は受理を拒否していることもあるので、この案件も同じ様な感じにさせていただけると良いかなと私は思います。教育委員会にお話をした後でも良いかなということですが。

<吉江推進委員>

これは地目の変更だけですよね。問題はない様な気がしますけれども、ご審議してください。

<福島会長>

どうですかね。

<赤羽事務局長>

一里塚の話は、法律も違いますし、今後教育委員会がどのような形でやるかということは別の話であり、別に考えておいてもらいたいと思います。一里塚が立っているということは、教育委員会が立てたのか、個人が立てたとは考えられないので、教育委員会が何らかの関わりは持ってやっているとは思いますが、報告はしますけれども、今回の非農地としての申請については、それはそれで審議いただきたいと思います。

<福島会長>

その他ご意見ありますでしょうか。

<宇治推進委員>

今、片方は良いと言って、片方は審議保留と言っているため、審議保留にするかどうかですね。これは、規律上は問題ないが感情的なものが入るので、いわゆる規則にない部分のものをどう判断するのか。もう少し待つのか、悩ましいが判断しなければいけない。太陽光が出たら、太陽光の問題として、次の問題は次の問題として、今処理できることは今処理する、それしかない。

<新村職務代理>

原野になれば、太陽光は文句なしでできるんですかね。

<事務局 中澤>

Bさんから言われたのが、……の隣の農地、Aさんが所有の農地に太陽光を建てたい、ただ……は現状農地ではなくて木が立っている、それでAさんにとしてみるとそこだけを残されると残地になってしまうので、そこもできれば一緒に買って欲しいとCにお願いをした様なんです。最初Cは、一里塚の存在を知らなくていけなかったんですけど、そこを資材置場にすると言ってきて、太陽光で資材置場はありえないので、そればダメですよということで、ただここは明らかに農地ではない

ので、実際そこに太陽光のパネルを置くことは不可能な場所なので、ただ残地として残っている以上どうしようかということで、Cもそこを買ったあかつきには草刈り等の管理はしますよというお話だったんです。今は、地目を畑から原野に変更することに対しては現状見ても問題ないと思われますので、今回の非農地の審議はこのまま許可していただきたいと思いますが、一里塚に関しては別として、そういう経緯があってこの……だけは残せないというAさんの方の事情がありまして、今回一緒に申請をするにあたって、太陽光のパネルが建たない所なので、そこは非農地にするしかないねという所で、今回非農地として出させていただきました。

<中村委員>

……と将来的に太陽光にする所との段差はどのくらいありますか。

<事務局 中澤>

あります。ちょっとありました。

<中村委員>

木を切って太陽光のパネルを設置しようと思えば、できるんじゃない。そうでもないですか。

<事務局 中澤>

木を切り倒しても、一帯で作るにはできない位の段差だったと思います。

<吉江推進委員>

上の段は20何坪位で、30坪ないのでそこにちょこちょこつとやろうと思えばできるのかな。ただ、今回審議にかかっていない下の段は、道路が馬入れ道しかない所なんです。それで太陽光は今まで許可していなかった様なことを聞くものですから、馬入れ道というと60cmしかないものでね。それを担いで運ぶみたいなことを言っていましたけれど、そういう話は聞いたこともないので、今までの経過からいうと許可にならない気がするんですけども、その辺を事務局はどういうふうにお考えかよく分からないものですから。

<事務局 中澤>

……と今回太陽光を建てると言っている所は、少々の段差と使われていない細い水路が間に入っているんですね。木を切ってまでそっちの方はやらない、ただ残しておけないという所だったと思うんですけど。

<福島会長>

これは、事務局としては許可をした方が良いということですか。

<赤羽事務局長>

事務局判断としては、最終的にはお伺いするんですけども、非農地としての審議としてやむを得ない案件ではあると思います。

<福島会長>

事務局でそういうふうに言っていますけれども、その他質問・ご意見がありましたらお願いしたいと思います。

<中村委員>

……の北側、上の方の反対側、丸が付いている所の地目は何ですか。

<事務局 中澤>

荒れていて耕作はされていませんでした。地目は畑です。

<中村委員>

周りは全て農地なんだね。承諾書はいらないんですか。

<事務局 中澤>

承諾書はいらないです。周りは田や畑で農地です。

<中村委員>

地元の委員さん、どうですか。周りが農地でポツンと。

<吉江推進委員>

周りが農地だということと、そこに直径60cmもある様な大きい松が、昔は街道がどうもそっちの方へ、昔のことだから細い1m以下位の道路が通っていたのが、現況はもうその実態がない。町道の方から現地へ入っていく道も、現在は地図上ではあるんですけども、ほとんど実態がない状況の所です。入っていく道がなく、大きな木があるので日当たりが良いわけもないし、畑としてもあまり使い道がない様な所だと思います。

<赤羽事務局長>

そこ一帯がちょっとした森のようになっている。この公用地のマークが付いている。木が植わっているという。

<宇治推進委員>

いずれにしても、ソーラーと関連付けることは無理なんだよね。はっきり言って、地元の総代、区長が束ねて、皆さんがやるつもりであるのか、やらないつもりであるならやらせない対策を取らなければならないし、やらせるつもりであればやらせるつむりの対策を取れば良い。ですから、悩ましい問題だけれど、我々は、農地法は農地法に基づいて審議せざるを得ないということになってしまうのではないのでしょうか。法律に抵触しなければ、事業として認めざるを得ない。我々は、残念ながら農業委員として農業委員の眼でその許可要件に基づいて審議せざるを得ない。そこしか方策がないと思いますけれども。

<福島会長>

賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

#### **【議案第4号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について】**

<赤羽事務局長>

昨年この総会時において決議させていただきました。他県農業委員会における農地法違反による逮捕等があるという事例がある中において、委員の皆さんの法令遵守、また公平な職務の遂行に対する綱紀粛正の徹底を図るものです。

私の方から議案書の11ページを朗読させていただいて、確認をお願いしたいと思います。

--- 赤羽事務局長 読み上げ ---

<福島会長>

こういうことありますので、皆さんよろしくお願ひしたいと思ひます。

#### **報告事項**

<山田事務局次長>

それでは報告事項です。

(1)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計1件、議案書の12ページの通りであります。

報告事項は以上でございます。

その他

○「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」実施に関わる活動記録簿の提出について  
(事務局 小松) →今年度も引き続き、該当案件のある方は総会終了後に提出してください。

○農地中間管理機構を通した農地貸借契約に係る委員活動について(赤羽事務局長、事務局小松)

農地中間管理事業につきましては旧JA竜東支所の跡地で事務所がございまして、そちらで飯澤誠さんに委嘱をお願いしていたところでございます。長い間活動をいただいていたわけでありましてすけれども、近年の件数等の減少、あるいは活動的な部分で農業委員さんにもお願いできる部分もあること等を踏まえまして、事務局全てをこちらの産業振興課の方に引き上げて、今後活動することになりました。そういう中で、農業委員さんをお願い、ご承知いただきたい点もございまして、その点につきまして事務局よりご説明申し上げます。

今、事務局長の説明にありました通り、これまで農地中間管理事業を担当されていた方が退任されて後任者がいないという中で、主に事務の主担当者は産業振興課の成瀬が行いますが、委員の皆様には担い手に借り受けてもらえそうな農地の掘り起こしや対象農地の現地確認等農地中間管理に係る業務を、前年度まではお願いしていなかったところですが、今年度は色々お願いさせていただく部分が出てくると思いますので、よろしくお願いたします。

前年度の総会時に配布させていただいた人・農地プランに係る資料の中に、担い手の耕作地が色分けされたり、売りたい・貸したい等の意向が印されたりしたカラーの地図を参考にさせていただいたり、人・農地プランの地区懇談会での話し合い結果等を参考にさせていただきながら、担い手への農地の集積や集約化の活動に関わっていただきたいと思います。

また、事務担当の成瀬や事務局に相談があった中間管理事業に係る相談も随時委員の皆様提供して現地確認等もお願いさせていただく予定です。

中間管理機構を通した契約は、全てその農地の借り手は担い手となりますので農地利用最適化交付金の対象となる活動となります。ただ、活動記録簿への記入をしていただくことがその交付金の対象となる条件となっております。その活動は、月に何回行っても交付金の単価、1回あたり6,000円～7,000円程、は変わりませんので、ひと月に多く活動して、他の月は全く行わないやり方よりコンスタントに月1回程度行っていただければと、交付金を効率的に活用することができる仕組みとなっております。

通常の委員報酬に上乗せして支給できる上乗せ報酬額は、この交付金が原資となっておりますので、この活動は各委員さんの個人の報酬額増加にもつながっていくことになります。

目安としまして、従来のペースで農地の集積を行うためにはひと月に10筆以上は契約していく必要があると言われております。

また、5月の総会に併せて、可能であれば農業開発公社の上伊那担当の方にお越しいたいで農地中間管理事業に関する研修会を開催したいと考えております。

専任をおいてやるほどの件数がなくなっている中で、事務等については産業振興課の担当をつけてやらせていただく。問い合わせ等は産業振興課の方にあると思いますので、それぞれの



地区担当の委員の皆様にもご連絡を申し上げまして、ご足労をいただき、成立に向ける範囲の中で活動いただければというわけでございます。残り任期1年という中での部分になるわけではあるんですけれども、5月に計画はしたいと思っています。農業開発公社の担当を呼びまして、どんなことか再度確認をいただきまして、活動に移していただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。この件につきまして、よろしいでしょうか。→意見等なし。

#### ○遊休農地の発生防止・解消対策(黒えごまの栽培)について(古村推進委員長)

→配布資料に基づき説明。5月の総会の時に作業日(5月 19 日頃)を決めたいと思ひます。家に帰られましたら一読していただき、また次回総会時にこの資料を持参していただくようお願いいたします。5月総会の後、ご都合がつく方はえごまの畑を見てもらいたいと思ひます。

#### ○農地相談活動等の情報共有について

→事務局、委員ともに情報提供なし。

#### ○辰野駅内に設置される予定の農産物集荷場について(赤羽事務局長)

→配布資料に基づき説明。先月の総会時には、新聞等で報じられていることのみでございました。3月 12 日にJR東日本と株式会社農業総合研究所の方がこちらにおみえになり、資料の通り説明がございました。新聞報道でもありましたように、JR東日本の駅を使うものに関しては千葉県と茨城県、長野県という話がありましたけれど、農業総合研究所さんについては全国で 94 箇所そういう集出荷地点を設けてやっているそうです。JRの駅を利用してという、将来的に鉄道を利用して運搬をしたいという部分を踏まえての集出荷場という部分があったため今回目立ったわけでありす。松本、北信、東信等で県内は4箇所あるそうです。JRは、当然そこに鉄道が通っているのて鉄道を使っての輸送かと思ひましたけれども、まだまだ辰野もトラック輸送をしたいという話でありました。前回も、委員の皆さんからどんな品物かという話がでましたけれども、8頁の「JRE農業ステーション辰野駅概要」という所を見てもらえれば良いと思ひますけれども、まずもって生産者のイメージという部分がありますが、出荷1回あたり 100kg 単位という話で、比較になる数字ではないということもこちらからお話ししますし、取扱商品については、野菜と果実で、大型野菜は今の所は考えていないということでありす。将来的に協議もできるのではないかという話でありました。こちらサイドとして話した中で、100kg というものを週に3日位出荷して出すという予定のようなんですけれども、100kg 出す農家は辰野にいないという話をして、生産者募集はこれから農業総合研究所が新聞等で行うそうですが、30、40 分程度の範囲の方を対象にするということでありす。100kg がなかなかそろわないという中で、出荷組合のような小ロットのものを 100kg に集めてできないかという話もしたわけなんですけれど、今の所1生産者という単位としてやっているものですから、組合的な流れの所は全国的にもまだないそうです。ただ、せつかく辰野でやるのであれば辰野の小規模農家を集めれば1回 100kg 位のものは何回か集まられますという話はしてありますけれども、辰野にこういうものを置かせていただく点も含めてすぐという返事はできないわけなんですけれども、出荷物等の相談も受け付けな

がら検討していきたいということですので、思ったほど期待できる事業ではなかったことをご報告だけさせていただきたいと思います。何か聞きたいことがありますでしょうか。よろしいでしょうか。→意見等なし。

○太陽光発電施設について(赤羽事務局長)

先月総会時に様々な意見が出された太陽光発電施設について、担当課と現在どんな内容で農業委員会と勉強会ができるかということを調整しております。早めの時期にそういう会を作って勉強会をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○今後の予定(赤羽事務局長)

次第裏面参照

○次回委員会総会開催日:5月7日(金) 午前9時30分から 役場第6会議室

(閉会)

慎重にご審議していただきまして、ありがとうございました。令和3年度も、えごまの栽培も始まりますし、農地中間管理機構の活動も加わりましたけれども、また1年間よろしくお願ひいたします。以上をもちまして辰野町農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印